

交際費制度が改正されました

みなさん、こんにちは、税理士の樋口です。みなさんにも馴染みのある「交際費」の税金上の取扱いが今回改正になりました。身近で、みなさんに関係の深いテーマですので、是非ご一読ください。



Q1) 交際費のこれまでの取扱いは？

- A1) ・大企業 → 全て損金と認められない。
 ・中小企業(大企業以外) → 年間800万円までは損金として認められる。
 ※「大企業」とは、「資本金1億円超もしくは資本金5億円以上の法人の100%子会社」をいいます。
 ※「損金」とは、税金を計算する上での経費のことです。

Q2) 今回のような改正がありましたか？

- A2) ・大企業 → 接待飲食費の50%は損金として認められる。
 ・中小企業 → 次の①と②の有利な方を選択できる。
 ① 年間800万円までは損金とする方法(今までの取扱い) ※飲食費以外もOK
 ② 接待飲食費の50%を損金とする方法(今回新たに導入され大企業に認められる方法)

【ポイント】今まで大企業は交際費の損金が認められていませんでしたが、今回の改正で、接待飲食費の半分は認められるようになったのです！

Q3) いつから変わるの？

- A3) **平成26年4月1日以後から始まる事業年度で支出する接待飲食費から改正になります。**

Q4) 中小企業はどちらが有利！？

- A4) では、中小企業はどちらが有利なのでしょう？
- ・年間交際費の額2,000万円(うち飲食費1,700万円、飲食費以外の交際費300万円)のケース
 - ①で計算: $2,000万円 - 800万円 = 1,200万円$ が損金にならない
 - ②で計算: $1,700万円 \times 50\% + 300万円 = 1,150万円$ が損金にならない
 - ∴ ②の接待飲食費の50%を損金とする方を選んだ方が有利
 - ・年間交際費の額2,000万円(うち飲食費1,300万円、飲食費以外の交際費700万円)のケース
 - ①で計算: $2,000万円 - 800万円 = 1,200万円$ が損金にならない
 - ②で計算: $1,300万円 \times 50\% + 700万円 = 1,350万円$ が損金にならない
 - ∴ ①の800万円までは損金にする方を選んだ方が有利

【ポイント】上記2つのケースから

- ・交際費のうち 接待飲食費が年間1,600万円を超える場合
→ ②(接待飲食費の50%を損金にする方法)が有利
 - ・交際費のうち 接待飲食費が年間1,600万円未満の場合
→ ①(800万円までは損金にする方法)が有利
- ということで、1,600万円がボーダーラインになります。ただ、年間1,600万円飲食費に使われる中小企業はそう多くないと思いますので、多くは今までと同じ①の計算方法が有利ということになります。

Q5) 注意点は？

- A5) ・上記②50%の損金として認められる交際費は、あくまでも「接待飲食費」だけです。社内交際費、ゴルフ代、手土産、お祝い金等は対象にはなりません。
 ・一人当たり5,000円以下の接待飲食費を会議費等の損金にできる制度は今までどおりです。

以上となりますが、ご不明の点がございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

(税理士／樋口 智勇)